午前10時00分 開会

◎開会の宣告

〇佐々木洋一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は23名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和2年9月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

〇佐々木洋一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号 としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 4 0 6 号 令和 2 年 (2020年) 9 月 1 7 日

東埼玉資源環境組合議会

議長 佐々木 洋 一 様

東埼玉資源環境組合 管理者 高 橋 努

9月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月30日招集に係る令和2年9月組合議会定例会に、本職から提案する 議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第1号)について
- 1 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定について以上でございます。
- **○佐々木洋一議長** 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○佐々木洋一議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

4番 平野千穂議員

5番 佐藤憲和議員

6番 井 手 大 喜 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐々木洋一議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

〇野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予 算(第1号)についてのほか1件であります。

また、第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、8 名の委員をもって構成する特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。 一般質問につきましては、1名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

なお、6月定例会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のための出入口の開放、議員及び傍聴者のマスク着用と手指の消毒、傍聴席を16席から半減することを決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○佐々木洋一議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、 これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎管理者提出第9号議案及び第10号議案の

一括上程、提案理由の説明

〇佐々木洋一議長 次に、管理者提出第9号議案及び第10号議案の2件を一括して議題といた します。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。

本日は東埼玉資源環境組合議会の9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様 方にはお忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃から本 組合の運営につきまして、貴重なご指導、ご助言を賜っておりますことに深く感謝を申し上 げます。

本定例会には私から2件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決 定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第9号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをご覧いただきたいと存じます。

このたびの補正予算では2億3,729万1,000円を増額いたしますが、歳入では6款繰越金を 増額し、歳出では5款基金積立金及び6款予備費を増額するものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金といたしまして2億3,729万1,000円を増額するものでございます。

22ページをご覧いただきたいと存じます。

歳出でございますが、5款基金積立金、1項基金積立金、1目廃棄物処理施設整備基金費につきましては、廃棄物処理施設整備基金への積立金の追加といたしまして2億3,700万円を増額するものでございます。

続きまして、6款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、29万1,000円を増額 し、補正後の額を3,029万1,000円とするものでございます。

次に、第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定については、会 計管理者からご説明させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〇佐々木洋一議長 次に、髙橋明雄会計管理者。

[髙橋明雄会計管理者登壇]

〇髙橋明雄会計管理者 第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定に ついて、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、歳入歳出決算書及び決算事項別明細書の4ページをご覧いただきたいと存じます。

歳入につきましては、最終予算現額77億7,747万7,000円に対して、収入済額は77億9,314 万7,785円で、執行率は100.2%でございます。

次に、6ページをご覧ください。

歳出につきましては、最終予算現額77億7,747万7,000円に対して、支出済額は75億2,585 万6,017円で、執行率は96.8%でございます。 次に、8ページをご覧ください。

歳入歳出差引額は、千円単位となりますが、2億6,729万2,000円となり、令和2年度に繰越しいたしました。

それでは、具体的な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。14ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも29億6,400万円でございます。これは、組合規約第19条の規定に基づき、組合、市・町から納入されました分担金で、歳入全体に占める割合は38.0%でございます。この分担金につきましては、平等割15%と、平成30年1月から12月までのごみ及びし尿の搬入量に応じた搬入割85%の合計となっております。分担金の構成割合は、越谷市33.1%、草加市20.6%、八潮市13.3%、三郷市17.3%、吉川市9.3%、松伏町6.4%でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、予算現額14億9,100万円に対しまして、調定額、収入済額とも14億9,516万3,040円でございます。この手数料は、第一工場及び第二工場ごみ処理施設並びに堆肥化施設に搬入された事業系ごみの処理手数料で、搬入量は7万1,198.24トン、1トン当たり2万1,000円を徴収したものでございます。

3 款国庫支出金につきましては、予算現額 2 億6,334万円に対して、調定額、収入済額と も 2 億6,317万800円でございます。

1項国庫補助金、1目事業費国庫補助金、1節第一工場廃棄物処理費補助金につきましては、基幹設備大規模改修工事に係る循環型社会形成推進交付金2億6,285万4,000円でございます。

次の2節第二工場廃棄物処理費補助金につきましては、第二最終処分場での放射性物質濃度測定に係る最終処分場モニタリング事業費補助金31万6,800円でございます。

- 4 款財産収入につきましては、予算現額 8 億1,608万円に対しまして、調定額、収入済額とも 8 億2,801万9,514円でございます。
 - 1項財産運用収入は981万3,300円で、基金積立金利子が主なものでございます。
 - 2項財産売払収入は8億1,820万6,214円で、電力売払代金が主なものでございます。
 - 16ページをご覧ください。
- 5 款繰入金につきましては、予算現額、調定額、収入済額とも8億6,800万円でございます。
 - 6 款繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金1億7,267万7,302円でございます。

7 款諸収入につきましては、予算現額4,398万円に対して、調定額、収入済額とも4,441万7,129円でございます。

- 1項預金利子2万3,217円は、歳計現金預金利子でございます。
- 2項雑入は、金属類売払代金や平成30年度経費分の原子力損害弁償金などでございます。
- 8 款組合債につきましては、予算現額11億5,840万円に対しまして、調定額、収入済額と も11億5,770万円でございます。
- 1 目第一工場ごみ処理施設整備事業債の11億3,890万円は、第一工場ごみ処理施設基幹設備大規模改修事業及び第一工場ごみ処理基幹設備改造工事に係る借入れでございます。
- 2 目最終処分場施設整備事業債1,880万円は、最終処分場水処理設備機器更新委託料に係る借入れでございます。

次に、歳出でございますが、20ページをご覧ください。

1 款議会費につきましては、予算現額2,985万円に対しまして、支出済額は2,748万1,304円、執行率は92.1%でございます。内訳は、議員報酬のほか、常任委員会などの調査、研究に要した経費が主なものでございます。

2 款総務費につきましては、予算現額6億3,058万円に対しまして、支出済額は6億572万8,199円で、執行率は96.1%でございます。内訳につきましては、1目一般管理費における第一工場建屋の長寿命化を図るための外壁等の改修工事、次の22ページとなりますが、2目計画管理費における広報紙の発行委託料などが主なものでございます。

24ページをご覧ください。

3 款事業費につきましては、予算現額60億887万円に対しまして、支出済額は58億1,890万 1,781円で、執行率は96.8%でございます。

2 目第一工場廃棄物処理費につきましては、第一工場ごみ処理施設の運転委託料、灰等搬出処理分の委託料、焼却設備の基幹設備大規模改修工事費及び発電設備の定期補修等工事費が主なものでございます。

26ページをご覧ください。

- 3目第二工場施設管理費につきましては、第二工場し尿処理施設処理棟等解体工事費が主なものでございます。
- 4 目第二工場廃棄物処理費につきましては、第二工場ごみ処理施設の運営委託料、第二工場汚泥再生処理センターの運営委託料などが主なものでございます。
 - 4 款公債費につきましては、予算現額10億6,650万円に対しまして、支出済額は10億6,374

万4,733円でございます。

28ページをご覧ください。

- 5款基金積立金につきましては、予算現額、支出済額とも1,000万円でございます。
- 6款予備費につきましては、予算現額3,167万7,000円で、充用はございません。

なお、事業の詳細につきましては、恐縮ではございますが、事業別決算説明書をご参照い ただきたいと存じます。

次に、お手数ですが、前に戻っていただき、10ページをご覧ください。

決算附属書類といたしまして、財産に関する調書を添付してございます。

1の公有財産でございますが、土地建物につきましては増減はございません。

次に、12ページの2の物品及び3の基金につきましては、調書をご覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木洋一議長 以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、第10号議案に対する監査委員の意見の報告を求めます。

栂野陽久代表監査委員。

[栂野陽久代表監査委員登壇]

○栂野陽久代表監査委員 令和元年度決算審査のご報告を申し上げます。

令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算の審査結果につきましては、決算及び附属書類ともそれぞれ関係法令に準拠して作成されており、また、歳入歳出予算の執行についても適正に処理され、計数も関係書類と一致しており、適正であると認めました。

以下、概要につきましてご報告申し上げます。

去る8月25日、第一工場大会議室におきまして、岡部一正監査委員とともに、令和元年度 東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び事業 別決算説明書を対象として審査を行いました。審査に当たりましては、管理者から提出され ました決算及び附属書類について、主として計数の正否、収入及び支出の合法性、予算執行 の的確性などにつきまして検証するため、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をはじめ、関係 職員の説明を受けながら審査を実施いたしました。

先ほどの髙橋明雄会計管理者からの説明と重複する部分がございますが、決算の概要を申 し上げます。

歳入決算額は77億9,314万7,785円で、執行率100.2%、歳出決算額は75億2,585万6,017円

で、執行率96.8%でございます。歳入歳出の差引額は2億6,729万1,768円でございました。

令和元年度の事業につきましては、持続可能な資源リサイクル型社会の構築を目指し、ご み及びし尿の処理が効率的かつ安全に実施されており、施設及び設備の適切な維持管理をは じめ、熱エネルギーの有効利用など環境に配慮した運営が行われております。

ごみ処理の状況につきましては、組合市町との連携によるごみ減量化の啓発及び分別の徹底を図っているところですが、令和元年度における搬入量は、家庭系ごみ及び事業系ごみともに微増の傾向となっております。今後も構成市町との協力のもと、減量化及び再利用の徹底を図るようお願いいたします。

ごみ処理施設の運転状況につきましては、第一工場、第二工場合わせて年間24万9,603.79 トンを焼却処理しております。

また、第一工場、第二工場ともにごみの焼却の際に発生する蒸気を利用した発電を行って おり、発電した電力は所内所要電力に充てたほか、第一工場の余剰電力の売電を行い、8億 1,554万4,814円の収入実績を確認いたしました。

余熱につきましては、第一工場はいきいき館ほか2か所の施設に供給し、熱供給実費徴収 金83万5,735円の収入実績を確認いたしました。また、第二工場は草加市市民温水プールほ か1か所の施設に余熱供給をいたしました。

第一工場の運営管理につきましては、現状を適切に把握の上、適宜必要な対応が図られており、さらには長期的な展望に立った安全で確実なごみ処理体制の維持及び確保に取り組んでおります。今後も安全かつ効率的な稼働を確保するため、施設運転に万全の体制、対応をお願いいたします。

第二工場ごみ処理施設につきましても、環境対策を徹底し、地域の良好な生活環境を守りながら、可燃ごみの適正かつ安定的な処理を行っていただきたいと思います。また、発電した電力及び蒸気による熱供給につきましても、近隣の公共施設への安定した供給を引き続き行っていただくようお願いいたします。

し尿処理につきましては、年間7万7,458.83キロリットルが搬入され、これを中間処理し、 公共下水道に放流しております。今後も施設の安定的な運転の確保に努めていただくようお 願いいたします。

全体として、予算執行及び会計手続は適正に行われておりますが、関係機関との連携を図り、情報収集に努めていただき、今後のさまざまな状況変化に対応し得る事業運営と効果的かつ効率的な事務事業の執行に、より一層努めていただくことをお願いいたしまして、審査

報告といたします。

なお、審査の結果及び概要につきましては、意見書としてお手元に配付させていただいて おりますので、ご了承をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

○佐々木洋一議長 以上で監査委員の報告を終わります。

ここで議案審査のため、議場外休憩に入ります。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時41分 再開

◎開議の宣告

○佐々木洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎組合行政に対する一般質問

○佐々木洋一議長 これより、組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

15番、伊藤正勝議員。

[15番 伊藤正勝議員登壇]

〇15番 伊藤正勝議員 15番、吉川市議会選出の伊藤でございます。一般質問発言通告に従いまして質問をいたします。

吉川の第二最終処分場の取扱いということでございます。この問題につきましては3月議会、そして6月議会、継続して取り上げております。今回3回目でございます。よろしくお

願いいたします。

吉川の第二最終処分場の今後の活用ということで、3点にわたって質問をしてまいります。 第1点は、6月議会以降の動き、進展について伺いたいということであります。理事会で の協議、そしてその内容、これからどういうふうに進展をすることになるのか、理事会中心 に、そうした動きについてまず伺っておきます。

次に、地元関係者への説明会も行われたと受け止めております。地元連絡協議会への説明、 その内容、これからについても伺っておきます。

第2の質問は、活用する場合の制約についてでございます。

現在、2年間にわたって最終処分場の使用を中止をしているわけでありますけれども、これから吉川市が活用する場合に、活用について時間的制約があるのかどうか。例えば一応使用期限は令和9年3月ということは契約上そうなっている。あるいは関連の灰溶融炉の解体の時期、手続のこともあろうと思います。そういうことを含めて、時間的な制約というのがあるのかどうか。吉川市の立場からは速やかに利用に向けて着手できることはありがたい、そういうふうに考えております。

時間的制約とともに、管理上の制約はありますか。財産の管理、安全管理などいろいろあ ろうと思います。ご説明をいただきたいということであります。

さらに、この最終処分場を吉川市が活用する場合、地元負担は原則ないというご答弁がこれまでにあったかと思いますけれども、全くないのか。こういうところで若干の負担がありますよというようなことがあればご紹介をいただきたい。また、貸し出す場合の条件、さらに、現在54%スラグが埋め立てられているわけですけれども、このままではなかなか安全上の問題があるんだろうと思います。覆土なんかを含めて、現在のスラグの扱いはどうなるのか。現在54%までスラグが堆積をしているというふうに現在までの推移で受け止めております。

第3点の質問は、この最終処分場の使用中止ということで、当然ながらスラグ化する灰溶融炉が停止をされているのではないかと受け止めております。この灰溶融炉の停止に伴う灰の処分は一体それではどうなっているんだろうということも併せて伺っておきたいということであります。民間の事業者に委託をされているようでありますけれども、どういう事業者でどんな形で運搬して処理をされているのか、どこに処分されているのかということも伺います。

また、吉川の最終処分場に持ち込む場合と運搬事業者に委託する場合、費用負担の増減は

どういうことになっているかということも伺います。さらに、地球温暖化等の関連も含めて、 CO_2 の削減ということが一つの要因になっているわけでありますけれども、それでは、 CO_2 の削減効果はどのぐらいあるのかということも伺っておきます。 SDG_S 、持続的な発展をどう確保していくかという、そういう問題等も当然絡んでいくことでありますけれども、その認識についてもこの機会に伺っておきます。

さらに、灰溶融炉の撤去などは、最終的には撤去、あるいは改修が求められているのであ ろうと思います。どういう考えで取り組まれるのか、どういうスケジュールになりそうなの か、この機会に承っておきたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの伊藤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、吉川第二最終処分場の今後の活用についてのお尋ねのうち、6月議会以降の動向や進展についてでございますが、時系列で申し上げますと、8月4日に最終処分場地元連絡協議会が開催され、灰溶融炉の休止に伴い第二最終処分場の埋め立てが休止している状況について説明し、使用期限である令和9年3月31日までに今後の利用方法について検討することとなりました。

8月26日に開催された理事会においては、最終処分場地元連絡協議会の報告を受け、埋め立て方法とその費用について協議し、早期の活用や費用を考慮した中で、最終処分場地元連絡協議会並びに吉川市と調整を図ることで協議が整いました。

今後につきましては、理事会の協議に基づき、最終処分場地元連絡協議会並びに吉川市と協議、調整を進めてまいります。

次に、活用する場合の制約についてのお尋ねでございますが、時間的制約につきましては、 第二最終処分場の使用期限である令和9年3月31日にこだわる必要はないものと考えており ます。

管理上の制約につきましては、第二最終処分場はスラグの埋立てが約54%完了しているため、スラグに影響を与えるような重量構造物を設置することはできません。また、スラグからの浸出水につきましては、国の定めた土壌の汚染に係る環境基準を遵守するため、引き続き安全かつ適正な水の管理に努めてまいります。

なお、地元負担につきましては、土地は無償で貸し出し、施設の整備や維持管理につきま しては地元市でご負担いただきます。

今後につきましては、さまざまな活用方法がある中で、十分な協議、調整を図りながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、灰溶融炉の停止に伴う灰の処分等についてのお尋ねでございますが、灰溶融炉設備で処理していた焼却灰の処理につきましては、埼玉県の処分場のほか5カ所の民間処分場へ車両等を利用して運搬し、埋立処分やリサイクルを行っており、適正かつ安全に搬出、処分をしております。

費用負担につきましては、灰溶融炉設備の稼動と休止の運転経費を比較検討したところ、 休止したほうが年間4億7,000万円程度の経費削減が図れることから、施設の休止を判断い たしました。

次に、 CO_2 の削減効果につきましては、灰溶融炉設備の稼働を休止したことにより灯油の使用量が減少しました。灰溶融炉設備が年間を通じて稼働していた平成29年度と稼動していない令和元年度の灯油使用量を比較すると、平成29年度は374キロリットル、令和元年度では52キロリットルと、322キロリットルの減少となっております。この灯油使用量を地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の規定に基づき二酸化炭素の排出量に換算しますと、平成29年度は931トン、令和元年度は129トンとなり、約86%の減少となっております。

また、SDGsの認識につきましては、組合では持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを行っており、今後も構成市町とも連携し、管内住民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、灰溶融炉設備の撤去につきましては、環境省との協議の中で、灰溶融炉設備の撤去に関する交付金制度がなく、第一工場ごみ処理施設の建て替え等に併せて撤去すると交付金の対象になる可能性があることを確認しております。したがいまして、灰溶融炉は引き続き休止状態とし、令和6年度までに予定している財政計画の見直しの中で、撤去、廃止について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- ○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。 伊藤正勝議員。
- ○15番 伊藤正勝議員 ご丁寧な説明いただきました。大変ありがとうございます。 今お話を伺って、大変吉川市にとってはありがたい、言わば天からの贈物というような感

じで伺いました。吉川市にとって貴重な資源にもなると思います。

再質問でございますけれども、この活用に関連して、次の地元関係者、連絡協議会等への 説明会は予定されているのか、今後現地の関係はどう進展していますかということをまずー つ伺っておきます。

それから、活用する場合の制約、現在54%が埋め立てられております。お借りをすれば、貸していただく場合に、やはりスラグのままだと大変いろいろな問題があろうと思いますけれども、その54%のスラグはどういう形で、貸していただける場合どういう状態になるのか、それについても地元と協議をすることになるのか、一定の何かこのスラグの場合は一定の覆土をするとか、厚さがどうだとか、何か具体的な条件が、あるいは基準があるのかどうか、そちらに少し踏み込んで伺っておきます。

スラグの扱い、そして灰溶融炉の停止、相当いろいろな面の効果がある、思い切った決断だと思います。ぜひ、これは半分要望を兼ねて、私も初めて具体的に数字を伺って、全部事務局ともお話ししましたけれども、相当費用も、そして炭素の削減もすごい数字だなと思いました。そういうことをぜひこのリユースの広報でしっかりPRしてもらいたいなと、市民にとっても一つの大きな情報だと思います。

まずはそれだけ伺っておきます。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **○高橋 努管理者** ただいまの質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。
- 〇佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、ただいまの伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。 まず、1点目の地元の関係の協議、今後どうされるかと、予定されているのかにつきましては、地元市の吉川市と最終処分場地元連絡協議会の方たちと次の会議の日程の調整を、今行っているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、活用する場合の制約、スラグが約54%、スラグの扱い方ということでございますが、これにつきましては、国で定められた一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準の中で、厚さ50センチメートル以上の覆土を行う必要があるということでございますので、このスラグの上に覆土50センチをするということでございます。

また、地上部の建築物の制限につきましては、この第二最終処分場を建設するに当たり、 スラグの浸出水が周辺地域に流出しないように、底部に遮水シート等が敷設させているため、 重量構造物の制限がございますので、覆土50センチをして、その上で利用されるということ でございます。

それと、広報リユースでのPRにつきましては、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。

- **○佐々木洋一議長** ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。 15番、伊藤正勝議員。
- **〇15番 伊藤正勝議員** それでは、申し訳ありませんが、もう一回だけ質問をさせていただきます。

今、覆土の話がありました。50センチ以上の覆土ということでありますけれども、吉川の場合は今どういう考えで、50センチなのかもうちょっと積み上げるのか、この辺は地元の協議や何かとの関係もあるのかどうか。

それから、費用は全部こちらの組合のほうで整備をされて、覆土をして、その状態で貸していただけると。その際にもうちょっと厚くしてとかいうような地元側の意向があったりすれば、そういうことも含めて可能なのか。その場合の費用の考え方も伺っておきます。

それから、質問で、ちょっと周辺によく行っていて、この最終処分場、吉川の基幹道路から最終処分場に入る大きな道が最終処分場と一緒に整備をされています。この道路の扱いはどうなっているのか、現在。

それから、もう一つは、最終処分場の一画に調整池があって、そこが事実上、近隣の市民に公園として貸し出されて、グラウンドゴルフなどをやっているようでありまして、桜もしっかり植えていただいている。これはどういう扱いになるのか。この辺を含めて、トータルイメージができるように再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **〇高橋 努管理者** ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。
- 〇佐々木洋一議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、伊藤議員のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、覆土の関係でございますが、これにつきましては安全基準の50センチということがございますので、これに基づいて安全に施工してまいります。

その覆土につきましては、組合のほうの負担で行うことでございます。ただ、これにつきまして、地元市との関係、また最終処分場地元連絡協議会の皆様のご意見もいろいろあるかと思いますので、今後その調整も進めていきたいと考えております。

また、取りつけ道路につきましては、平成12年に着工し、13年に竣工し、最終処分場に搬入するための道路ということで施工させていただきました。管理につきましては、吉川市で管理をしていただいているということでございます。

次に、調整池につきましては、管理は組合で行って、利用については吉川市で利用してい ただいております。

説明は以上でございます。

○佐々木洋一議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第9号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第 1号)について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の委員会付託の省略

O佐々木洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第9号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定 により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第10号議案の質疑

〇佐々木洋一議長 次に、管理者提出第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳 出決算認定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

[11番 矢澤江美子議員登壇]

〇11番 矢澤江美子議員 議長の指名がありましたので、第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定について質疑いたします。

事項別明細書の14ページです。

款1項1目1分担金の29億6,400万円について、これは各自治体、構成団体ごとの明細が示されております。そこで、3点質疑いたします。

まず第一は、構成6団体の分担金額が示されておりますが、各団体の人口1人当たりの分担額はどうなるのか、それをお願いします。

要旨2として、この分担金は平等割15%、搬入割85%となっています。決算額から平等割15%のうち構成団体当たりの負担額は7,410万円というふうに計算することができるんですが、それでは、各構成団体ごとの1人当たりの平等額の負担は幾らになるでしょうか。

次に、要旨3ですが、この分担金についてはこれまでも何人かの議員から質問がございました。この割合は昭和61年以来、今に至るまで変わっていないということです。平成31年3月の予算議会でも見直しについての質疑があり、その際、管理者から、昭和60年代から今、昭和でいうと93年から94年になるわけですから、この間には人口移動等についても多分の変動がございます。こういうことについては十分検討するに値すると思います。これは理事会の中で十分議論をしながら、必要によっては各議会の皆さんにもご相談する経緯にもなると思いますが、これはきちんと受け止めて今後対応を検討するということでお答えしたいと思いますというような答弁がございました。

そこで、この間、理事会等で分担金の負担割合について議論があったのか、あったとすればどのような議論になったのか、ご紹介ください。

以上です。

〇佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問でございますが、ご質問のとおり、この現状については 今検討中でございまして、理事会の中でも今、逐次事務方にいろいろな調査をさせまして、 それの是非について議論をしているところでございまして、まだ皆さんにお諮りするまでに は至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

分担金、平等割の割合等については事務局長から答弁申し上げます。

〇佐々木洋一議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、人口1人当たりにつきましては、越谷市が1人当たり2,853円、草加市が2,441円、 八潮市が4,302円、三郷市が3,597円、吉川市が3,763円、松伏町が6,540円となっております。 次に、2番目のご質問でございますが、越谷市が1人当たり427円、草加市が366円、八潮 市が645円、三郷市が538円、吉川市が564円、松伏町が988円になります。

説明は以上でございます。

- ○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。
 - 11番、矢澤江美子議員。
- ○11番 矢澤江美子議員 平等割の1人当たりの数字なんですけれども、これ越谷が427円で草加が366円、ちょっと違うと思うんですけれども、越谷が一番人口が多いわけですから一番安くなるはずですよね。と思うんです。これを見ると、ちょっとこれ八潮と吉川を比べても、八潮が645円で吉川が564円と、これもちょっとおかしいと思うんですけれども、ちょっともう一度正しい数字というか、つまり人口で割ると、人口が多いほうが1人当たりの金額は安くなるはずですよね、どう考えても。ちょっと何か違うような気がしているんですけれども、それは、じゃ、また後で計算してお示しください。

私自身がざっと計算してみたんですが、令和元年10月1日の人口で見ると、越谷が215円で草加が297円、八潮が807円、三郷が521円、吉川が1,016円、松伏が2,535円となっているんです。松伏は越谷と比べると、要するに松伏は11.8倍ほど払うということになるわけです、1人当たり。

やはり、先ほど管理者が今検討中ということでございましたけれども、やはり昭和61年以

来全くこの割合が変わっていないということは、これから人口の格差は開いていっているわけです、どんどん。そういう中で、やはり小さな自治体が、小さな構成団体が負担が大きく、11倍も要するに平等割を払うということになると、やはりもちろん共同でやっているので平等割の負担というのは必要なことだと思うんですが、ただ、このような今の状態の割合でいいとは思わないわけです。やはり非常に格差が開いているということで、ぜひとも理事会、あるいは、いろいろなハードルが高いようなんですが、ぜひとも早期にやはり見直しを始めたほうがいいと思うので、ぜひその点についてもう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

〇高橋 努管理者 お答えいたします。

ご質問者のおっしゃっているとおり、平等割は、要するに総体予算を5市1町で割るわけです。平等に割るわけですから、人口1人当たりにすればおのずと1人当たりの負担は高くなります。それは明らかに皆さんご理解いただけると思います。

そういう現状はあります。61年度から今日まで変わっていないということについても事実でございますが、平等割と、いわゆる今搬入割でやっておりますが、平等割の場合は、どの程度、何をもって平等割の理念を取り入れていくかということがあると思うんです。全て平等割じゃなくて搬入割でいくところもあるわけです。これが果たして是か非かということについてもいろいろと議論があろうかと思います。

ですから、その辺は他市のそういう組合で行っているところの状況等も調査をしておりますが、それぞれ搬入割と平等割、人口割、こういったいろいろなやり方があります。ですから、それらを今、調査中でございまして、果たしてこの平等割をどの程度にしたらよいかというようなことも当然議論していく、または皆さんにお考えいただく必要がありますので、そういったことを今調査をしているわけでございまして、どうしても人口割、平等割の場合は、現行の時によって、大きくまた人口によりますから、おのずと変わってきます。

それらについて適正なといいますか、管理運営していくに当たって、平等割の考え方をどこに置くかということについては議論がまだ十分ではありませんので、十分その辺を検討しながら理事会の中で議論し、また議会の皆さんにもその内容を、ある程度固まれば議会の皆さんにもお諮りして、各市町で決定をしていただく運びになるわけですから、そこら辺につ

いては慎重に対応してまいりたいと思っておりますので、いましばらく検討の時間をいただ きたいと思います。

- **○佐々木洋一議長** ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。
- 〇11番 矢澤江美子議員 いいです。
- **○佐々木洋一議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び委員の選任

O佐々木洋一議長 お諮りいたします。

第10号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件につきましては、 先ほどの議会運営委員長報告のとおり、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置 し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これにご異議はございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま設置いたしました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条 第1項の規定により、2番 山田大助議員、4番 平野千穂議員、5番 佐藤憲和議員、 6番 井手大喜議員、9番 降旗聡議員、13番 松島孝夫議員、17番 朝田和宏議員、21 番 酒巻宗一議員、以上8名の議員を指名いたします。

ここで、決算特別委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後 0時00分 再開

◎開議の宣告

○佐々木洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の申し出

〇佐々木洋一議長 この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。 高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

- **○高橋 努管理者** 先ほど事務局長から答弁申し上げました平等割の数字について誤りがありましたので、改めて訂正をさせていただきたいと思います。事務局長から申し上げます。
- 〇佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

〇深井久光事務局長 それでは、矢澤議員のご質問の分担金、平等割15%の各市町の1人当たりの額について訂正させていただきます。

元年10月1日現在、市・町の人口で計算し、小数点以下切捨てといたしますと、越谷市が215円、草加市が296円、八潮市が806円、三郷市が520円、吉川市が1,016円、松伏町が2,533円。

説明は以上でございます。

◎議事日程の追加

○佐々木洋一議長 この際、お諮りいたします。

ただいまの発言のとおり、管理者から発言の訂正の申し出がありました。この際、これを 日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

したがって、管理者からの発言訂正の申し出の件を議題とすることに決しました。

◎発言の一部訂正

○佐々木洋一議長 続いて、お諮りいたします。

ただいまの発言のとおり、この訂正の申し出を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

したがって、管理者からの発言訂正の申し出を許可することに決しました。

なお、会議録上の取扱いについては議長にご一任願います。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました決算特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告をいたします。

決算特別委員長に松島孝夫委員、副委員長に井手大喜委員が選出されました。 以上で諸般の報告を終わります。

◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 次に、管理者提出第9号議案 令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算(第1号)について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手全員]

〇佐々木洋一議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。 以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

〇佐々木洋一議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題と いたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。 ○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○佐々木洋一議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

〇佐々木洋一議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

[高橋 努管理者登壇]

〇高橋 努管理者 9月定例議会が閉会されるに当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日私からご提案申し上げました令和2年度東埼玉資源環境組合会計補正予算につきまして、慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、閉会中に継続審査をいただきます令和元年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算 認定につきましても、十分にご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

県内外における新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みますと、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、当組合としましては、引き続き密を避けるなど感染症防止対策を行いつつ、安全で安定的な廃棄物処理事業を実施してまいります。

議員の皆様には時節柄健康に十分ご留意いただき、一層のご活躍をいただきますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○佐々木洋一議長 これにて、令和2年9月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

午後 0時08分 閉会